

建築基準法第 52 条第 14 項第一号の規定の運用に係る QA
(令和 3 年 6 月 25 日時点)

No.	問	答
1	「建築基準法第 52 条第 14 条第 1 号の規定の運用について（技術的助言）」（令和 3 年 6 月 25 日付け国住街第 95 号。以下この QA において「令和 3 年 6 月 25 日通知」という。）において、「容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない地階等」とあるが、具体的にどのような部分を想定しているのか。	例えば、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない地階又は最下階の床下に設ける地下ピットが考えられる。
2	令和 3 年 6 月 25 日通知において、「地階等に受変電設備及び分電盤等の電気設備が設置される電気室を設けることができるにもかかわらず」とあるが、具体的にどのような場合を想定しているのか。	例えば、地階等の面積が、当該建築物の電気室の床面積の合計以上あるなど、地階等に電気室を設けることができる場合が考えられる。
3	令和 3 年 6 月 25 日通知において、「浸水リスクの低い一定の高さ以上の地上階」とは、具体的にどのような部分を想定しているのか。	例えば、浸水想定高さ以上の地上階が考えられる。